

かなざわ生涯学習インストラクターの会 会則

第 1 条 (名称)

本会は「かなざわ生涯学習インストラクターの会」と称する。

第 2 条 (事務局)

事務局は基本的には会長及び事務局長所在地とするが、都度総会の決議にて決定する。

第 3 条 (目的)

主に金沢市内における地域社会と密着して、作り喜びと遊びを主活動とし生涯学習活動を含めて学校教育及び社会教育・地域教育支援活動を行う。活動は学校及び地域との連携・融合を図りながらマッチングさせる為の情報交換を積極的に行う事とし、又一方では次世代への継承も促すものである。

第 4 条 (会員)

会員は第 3 条に沿ったボランティア精神を心得た者で構成し、会の承認を得たものとする。

第 5 条 (役員)

役員構成は代表 1 名・副代表 1 名・会計担当 1 名・会計監査 1 名を置くこととし、任期は 2 年とする。

第 6 条 (会計)

会期は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とし、決算は 2 ヶ月に監査報告を済ませて全会員に周知する。

第 7 条 (会費)

別途会期終了後監査報告・総会時に決定する。

第 8 条 (規約期間)

規約有効期間は 1 年間と定め、何ら支障のない限り自動継続する。

第 9 条 (周知)

規約変更及び修正等を含め活動内容・行動は全会員に周知する。

第 10 条 (その他)

以上の条項を含め、上記条項以外に協議事項が生じた場合は、適宜に全会員の招集をし検討協議するものとする。

尚規約等に置いて解決の出来ない問題が生じた場合は、所轄の裁判所に申し立てをすることが出来る。

設立日 平成 20 年 5 月 1 日

会則承認日 平成 23 年 5 月 10 日

会則更新日 平成 24 年 5 月 10 日